

京都市告示第191号

道路法第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和2年6月29日

京都市長 門川大作

整理番号	路線名	起終	点	重要な経過地
1	福稲経10号線	東山区福稲柿本町13番地の5地先 同町20番地の9地先		
2	崇仁経26号線	下京区郷之町101番地地先 同町104番地地先		
3	崇仁経29号線	下京区郷之町116番地地先 同上		
4	崇仁経32号線	下京区小稲荷町2番地地先 同町39番地地先		
5	崇仁経34号線	下京区小稲荷町8番地地先 同町76番地地先		
6	崇仁経37号線	下京区小稲荷町12番地地先 同町27番地地先		
7	崇仁緯1号線	下京区小稲荷町1番地地先 同町22番地の2地先		
8	崇仁緯5号線	下京区郷之町61番地の2地先 同区小稲荷町78番地の2地先		
9	崇仁緯7号線	下京区小稲荷町51番地地先 同上		
10	嵯峨経185の1号線	右京区嵯峨积迦堂藤ノ木町23番地地先 同上		
11	向島7号線	伏見区向島鷹場町140番地地先 同町136番地の1地先		

(建設局土木管理部道路明示課)